2019年改訂版

新・生命保険を活用した相続対策のすべて

事業承継対策における生命保険活用法も解説!

民法（相続法）改正にも対応!

特例納税猶予制度利用時のリスクを生命保険でカバー!

著者 吉光 隆（1級ファイナンシャル・プランニング技能士）
監修 染宮 勝己（税理士/CFP®）
阿形豪士（日本生命保険 上席コンサルティング推進役）【第2章・第3章担当】

目次

序章 相続における生命保険の特質

1 相続対策の切り札は「生命保険」……04
コラム 相続放棄は対象となる親族全員で行うことが必要!

第1章 納税資金対策としての生命保険活用

1 生命保険金の非課税金額を活用した納税資金対策……10
コラム 生命保険に関係する条文番号や判例日付は要チェック!

2 税負担軽減対策としての非課税金額活用…12

3 一般家庭における非課税金額の活用例…13

4 「相続財産完全防衛」のための生命保険活用…14

5 相続税対策は二次相続まで考えた対策が必要……15

6 納税資金対策の観点から受取人を見直す必要性……17

7 契約形態に見る課税の比較……18
コラム 相続開始3年前までの保険料贈与は「持ち戻し」に注意

8 「連帯納付義務」に対する生命保険活用…20

第2章 遺産分割・遺留分対策としての生命保険活用

1 遺留分の減殺請求から遺留分の侵害額請求へ…22

2 遺留分侵害額請求対策にこそ生命保険を活用…23
コラム 2019年7月1日から遺留分侵害額請求制度に

3 生命保険金で遺留分侵害額を手当てする…25

4 生命保険を活用した遺留分侵害額の準備…26

5 寄与分対策として生命保険金で報いる…27

第3章 民法(相続法)等の改正における生命保険活用

1 配偶者の居住権の創設……30

2 遺産分割関係と遺言制度における見直し…31

3 遺留分制度の見直し……32

4 相続人以外の親族の貢献が認められる…33

第4章 贈与を使った生命保険活用

1 相続対策として注目される「贈与」……36
コラム 塵も積もれば山となる

2 贈与の基本……39

3 保険料を贈与する際の留意点……40
コラム 確定日付の有効性

4 保険料贈与の有無と契約形態による課税比較…42

5 暦年贈与① 財産減らしと納税資金・遺産分割資金の確保……43

6 暦年贈与② 世代飛び越し贈与による税負担軽減と財産移転……46

7 相続時精算課税制度の活用が有利になる状況……47

8 贈与によって取得したとみなされる保険金…50
コラム 成人年齢引き下げに伴う改正

第5章 経営者における生命保険活用

1 経営者の万一に備えて事業継続資金を確保…54

2 経営者が会社に貸し付けている不動産の問題…56

3 経営者から会社への貸付金も相続財産…58
コラム 会社への貸付金の解消には他にも方法が…

4 会社の借入金の連帯保証債務から遺族を守る…60
コラム 身元保証の責任も相続されるのか?

5 死亡退職金・弔慰金は相続対策の切り札…62
6 役員退職金の一部として生命保険を現物支給…64
7 役員退職金を生命保険で準備するメリット…65
8 役員給与を引き下げて退職金準備に充てる…66
9 相続・事業承継対策に自社株買取りを活用…67
10 自社株買取りのための会社の要件……68
11 後継者の納税資金確保のための自社株買取り…69
12 後継者以外からの自社株買取りで円滑な事業承継…70

第6章 特例納税猶予制度利用時における生命保険活用

1 特例納税猶予制度の概要……72

相続税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～②
2 先代経営者の相続発生による遺留分侵害リスク対策…75
3 相続税の特例納税猶予の取消しリスク対策…76

贈与税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～④
4 贈与後の先代経営者の資金リスク対策…77
5 贈与税の特例納税猶予の取消しリスク対策…78
6 先代経営者死亡によるみなし相続税の課税リスク対策…80
7 先代経営者死亡による遺留分侵害リスク対策…82
8 特例納税猶予利用による後継者以外の相続人の税負担リスク対策……84
9 先代経営者より先に後継者が死亡した場合のリスク対策……86
10 特例納税猶予制度を安心して使うために…88

第7章 医療法人の理事長における生命保険活用

1 経過措置型医療法人の理事長が抱える問題点…90
2 医療法人のタイプに応じた生命保険提案…93

第8章 よくある相続トラブルと生命保険活用

1 高齢同士の再婚は遺産分割でもめやすい…100
2 逆順位の死亡で「こんなはずじゃなかった!」…101
3 債務は当然に分割され、遺産分割の対象外…102
4 まとめ……103

資料編

●贈与税額早見表……104

凡例

- 本書の内容は、2019(平成31)年4月1日現在の法令(税制)・制度に基づいています。
- 法人契約、医療法人契約の経理処理等の取扱いについては、制度改正等によって変更される可能性があります。
- 個別の契約の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。
- 本書内の記述で「相続人」は「推定相続人」、「被相続人」は「被相続人と想定される人」のことを省略して表記しています。
- 第6章に出てくる「先代経営者」は、現経営者が事業承継を行ってこの後に先代経営者となるケースも含まれています。
- 契約形態における契約者は、特段の記載がない限り保険料負担者です。
- 本書内の税金に関わる計算では、原則、復興特別所得税は考慮していません。
- 相続税計算では、特にことわりがない限り法定相続分どおりに分割されたことを前提に計算しています。計算において小規模宅地等の特例は考慮していません。妻の相続税計算において配偶者の税額軽減は原則、法定相続分まで適用しています。金額表示は原則、万円単位の概算値です。
- 所得税が課税される場合、一般的には併せて住民税が課税されますが、煩雑となるため本書の記述では原則省略しています。また、所得税(一時所得)の計算においては、他に一時所得はないものと仮定して計算しています。

6 納税資金対策の観点から受取人を見直す必要性

生命保険金の受取人は「相続税を払う人?」「配偶者?」

資産家・経営者・ドクターなど、相続税がかかってくる人たちにとって、納税資金対策における生命保険の活用は最もオーソドックスな方法です。もちろん個人契約の生命保険で準備します。

しかし問題となるのは、生命保険金の受取人です。納税資金対策ですから、相続税のかかってくる人、つまり特定の相続人や後継者など、財産の多くを受け取る人が、生命保険金の受取人になる必要があります。

ところが現実は、生命保険金の受取人の大部分が、「配偶者」になっています。もちろん配偶者が財産の多くを受け取るのなら理解できます。しかし配偶者は、「配偶者の税額軽減」措置で法定相続分を超える財産(1億6,000万円より大きい場合)を取得しない限り相続税はかかってきません。なのに、なぜ配偶者になっているのでしょう。

それは生命保険を提案する私たち自身が、「誰に、何の目的で、いくら保険金が必要なのか?」という目的意識が曖昧なままお客さまに提案していることが原因だからです。

後継者が自社株を相続するのに、生命保険金は配偶者に?

例えば経営者の場合、財産の多くを占める自社株を後継者に継がせたいと思い、遺言等で後継者に財産を渡します。そのために納税資金対策として個人で生命保険に入ったにもかかわらず、受取人が配偶者になっているケースがあります。配偶者は自社株を相続していないし、相続税もかかりません。なのになぜ?

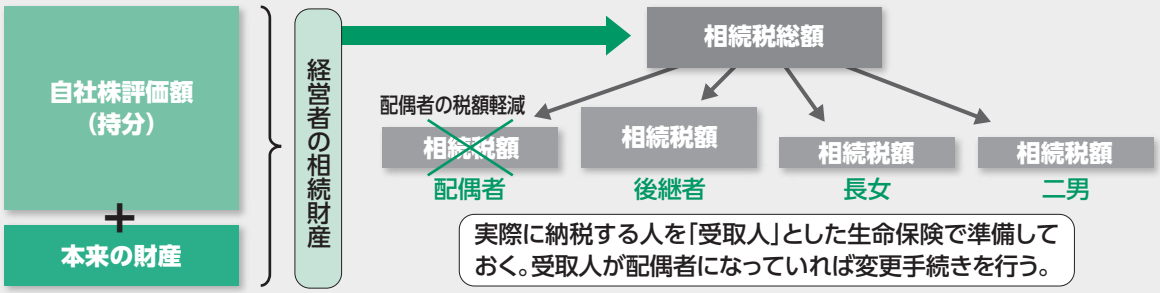

保険証券を確認し、その生命保険の死亡保険金受取人が配偶者になっているのなら、販売のチャンスです。具体的には次のような展開が考えられます。

①最も多くの相続税がかかってくる相続人に受取人の変更手続きをしておく必要があることをお伝えします。 ➡ アプローチのチャンス!

②同時に、相続税の計算における基礎控除が引き下げられた2015年1月1日以降に、相続対策として生命保険を見直したかどうかを確認させていただく。 ➡ 保険金額見直しのチャンス!

③さらに、自社株や不動産など財産が特定のものに偏っている方には、潜在的なニーズである遺産分割対策まで話を展開させます。このままで遺産分割がスムーズにいくか? 遺留分は侵害しないか? 遺言はあるか? ➡ 生命保険自体を見直す大きなチャンス!

その理由は、生前の被相続人は、相続税がかかるかどうかが心配であって、将来起こりうる遺産分割問題に気付いていないということです。この部分を掘り起こし（潜在的な問題点を気付かせる）、被相続人の生前に生命保険を上手に活用すれば、遺産分割におけるトラブル（おもに遺留分の侵害）を未然に回避することができます。

今ある財産の中で分割が難しい場合、新たに生命保険金という現金を財産の外から持ってくることにより、遺産分割を円満に行おうという考え方です。この方法は必ず「遺言」とセットで行います。

前ページの例でいえば、今ある財産は遺言で長男に渡し、他の相続人（二男と三男）には生命保険金（現金）を渡すことによって、将来想定される遺産分割のトラブルを回避する方法が考えられます。

生命保険の契約形態によって次の二つの方法があります。以下、本書では民法（相続法）改正施行後を前提に、「遺留分侵害額請求」で話を進めます。

提案その1　長男が死亡保険金を受け取り、二男と三男からの「遺留分侵害額請求」に対して、その保険金から二男と三男に侵害額を現金で渡す方法（2019年7月1日以降）（25ページ参照）

提案その2　自宅を相続できない二男と三男に死亡保険金を直接渡し（保険金受取人に指定する）その旨を遺言で示す方法

●民法（相続法）改正施行後の生命保険を活用した円満な遺産分割例　提案その1

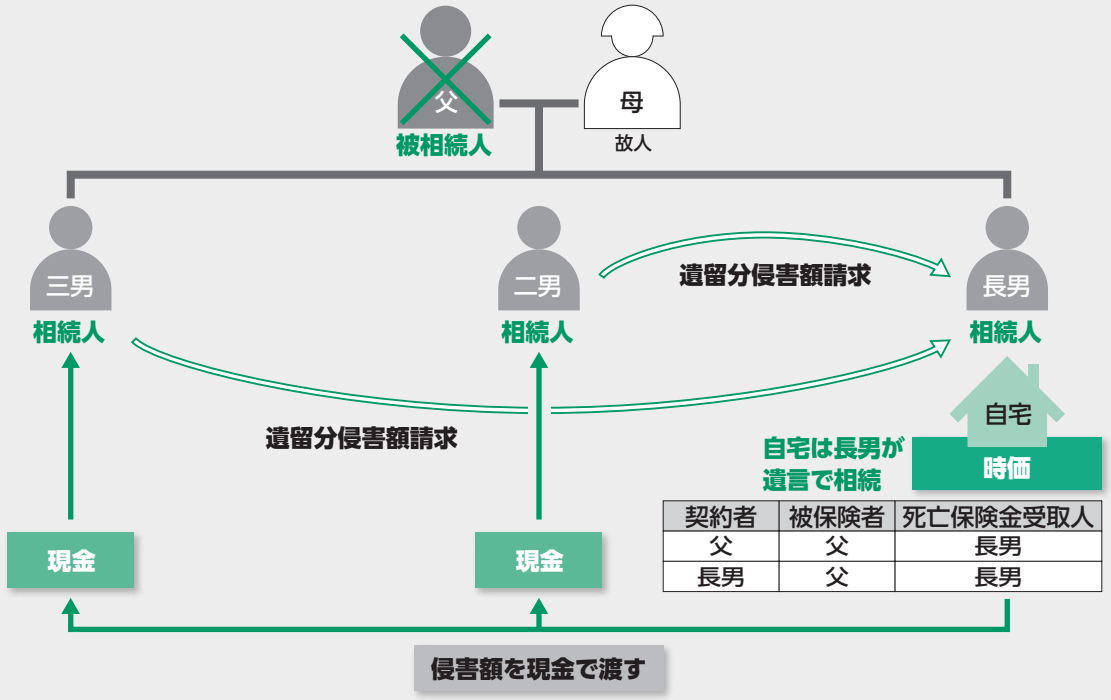

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
父	父	長男
長男	父	長男

●従来からある生命保険を活用した円満な遺産分割例　提案その2

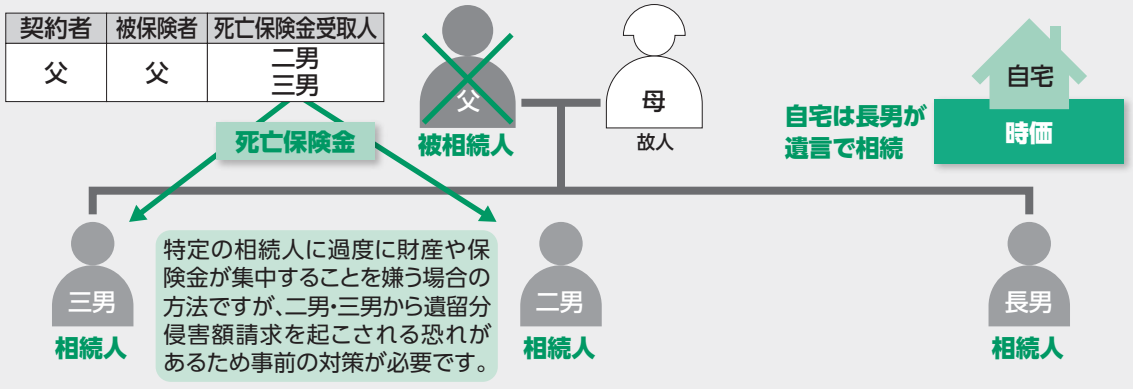

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
父	父	二男 三男

3 遺留分制度の見直し

遺留分算定の財産の価額に加える生前贈与に期間制限

遺留分を算定するうえで相続人に対して生前に贈与された財産（婚姻もしくは養子縁組のためまたは生計の資本としての贈与）は、遺留分算定の財産の価額に「持ち戻し」て計算されます。それも贈与時の価額ではなく、相続時の価額（時価）で持ち戻します。いつ贈与された財産までが対象かというと、相続人に対する贈与については、これまで過去何十年も前の贈与も対象となっていました。それが改正により、2019年7月1日からは、原則として相続開始前10年前までの贈与財産が持ち戻しの対象となります。

遺留分が侵害されたら直接金銭で請求できる

これまでは、遺言や生前贈与によって、遺留分を侵害された場合、遺留分権利者は遺留分義務者（受遺者・受贈者）に対して、遺留分減殺請求をしました。遺留分減殺請求により、受遺者・受贈者が受けた「遺贈や贈与の目的物の一部」は、共有の形で、遺留分権利者のものになる、という効果（物権的効力）が生じるしくみでした。共有となってしまうと、その目的物の使い勝手に問題が生じる（例えば、その目的物が自社株の場合は、議決権行使等が制約され、円滑な事業承継を困難にする）といった指摘もあったことから、改正により、物権的効力ではなく、単に金銭請求する（遺留分義務者は侵害額に相当する金銭を支払わなければならない）という制度となりました。2019年7月1日から適用開始となります。

【生命保険の活用】 これまでは「遺留分減殺請求」における対策として、間接的に「代償交付金」として準備していた資金が、これからは「遺留分侵害額請求」における直接資金として、遺留分侵害額の金銭を用意しておく必要性が出てきます。そのための資金は生命保険を活用して準備します。

遺留分侵害についての改正のポイント

【改正ポイント】
◎**遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずる**
◎遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者または受贈者が、**直ちに金銭を準備できない場合、裁判所に期限の許与を求めることができる**

【改正のメリット】
- 遺留分侵害額請求の行使により、共有関係が当然に生ずることを回避することができる
- 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる

二男からの金銭請求に備え長男を受取人とした生命保険のニーズ

9 相続・事業承継対策に自社株買取りを活用

自社株買取り（金庫株）の種類によって課税が異なる

会社は株主総会の決議を経て、自社株を株主から買い取ることができます。買い取った自社株を「金庫株」と呼びます（金庫株については68ページ参照）。特に相続・事業承継対策としての自社株買取り（金庫株）は、大きく二つに分類することができます。

一つは、親族等に経営に干渉しがちな株主（特定株主）がいる場合、その特定株主が生前のうちに会社が自社株を買い取って、後継者が会社経営をしやすくする方法が考えられます。

もう一つは、株主（特に経営者）の死亡により、自社株を相続した相続人から会社が自社株を買い取る方法です。具体的には、相続人である後継者が引き継いだ自社株を、納税資金を捻出する目的で会社に買い取らせる方法（69ページ参照）や、後継者以外の相続人が相続した自社株を会社が買い取って経営権争いの芽を摘んでおく方法（70ページ参照）などが考えられます。

この二つの自社株買取り（金庫株）を、仮に前者を「生前金庫株」、後者を「相続金庫株」と名付けてみました。図で表すと次のようになります。

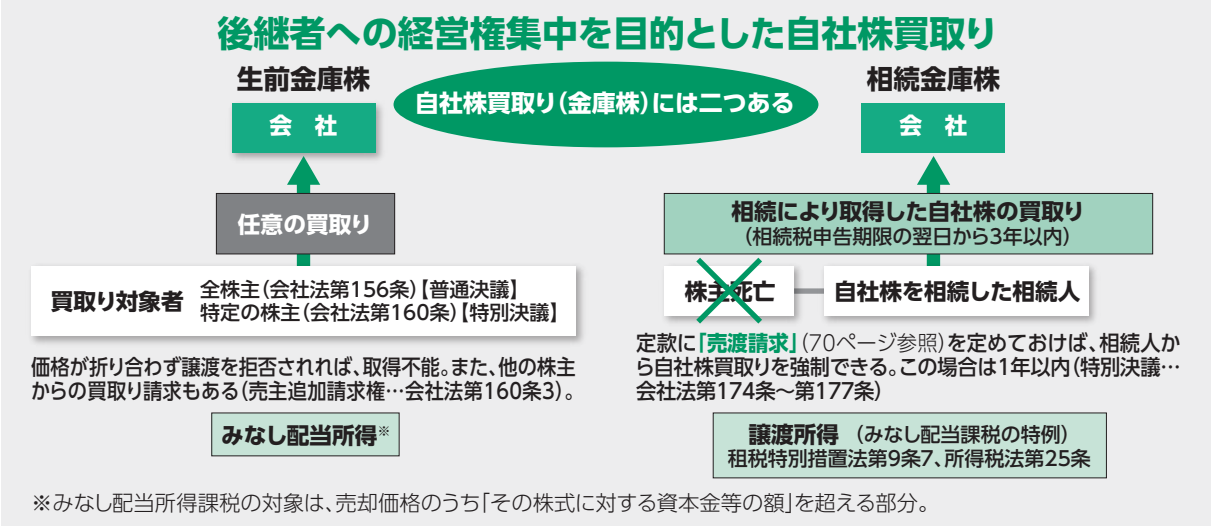

生前金庫株と相続金庫株とでは課税の取扱いが異なります。生前の株主から会社が買い取る場合は「みなし配当所得」として総合課税されます。

一方、株主が死亡してその自社株を相続した相続人から買い取る場合は「譲渡所得」（相続税申告期限の翌日から3年以内）として課税され、この場合は20%の分離課税で済むことになります（また、譲渡所得の計算上、相続した自社株にかかってきた相続税を控除できる取得費加算も活用できます）。

いずれの場合も原則として株主が譲渡を拒否すれば買取りはできませんでしたが、2006（平成18）年5月の「会社法」施行により、自社株買取りの環境が整備され、相続により自社株が分散することを防ぐために、あらかじめ定款に定めておけば、会社は自社株を相続した相続人に対し強制的に自社株の「売渡請求」ができるようになりました（相続等を知った日から1年以内）。このことにより会社が自社株を取得するケースがますます増大しました。

相続税の特例納税猶予制度利用時に想定されるリスクと生命保険活用

特例納税猶予制度を利用すれば事業承継がすべてうまくいくとは限りません。特例納税猶予制度を使っても、さまざまなリスクに見舞われる恐れはあります。それらのリスクと、その対策としての生命保険の活用を考えていきましょう。

次の図は、「相続税の特例納税猶予制度」におけるリスクをそれぞれ時系列で考えてみました。【具体例については75ページ以降を参照】

相続税の特例納税猶予制度を利用することで想定されるリスク

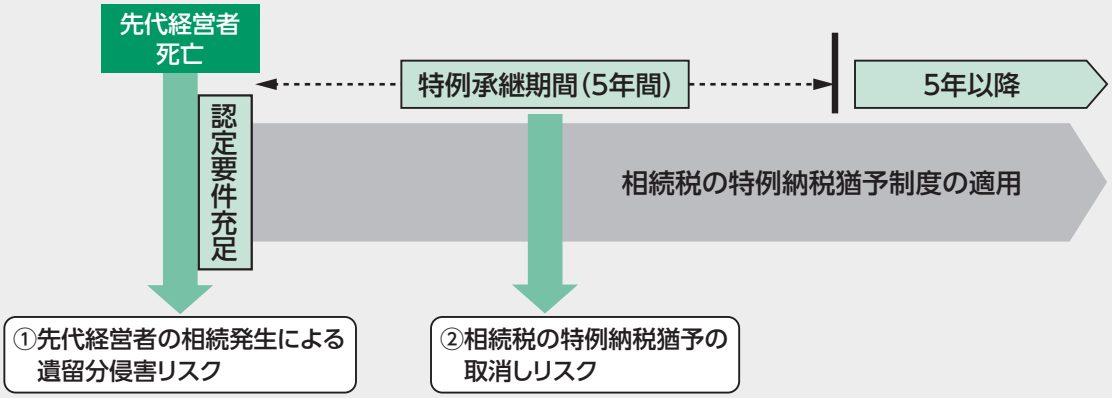

贈与税の特例納税猶予制度利用時に想定されるリスクと生命保険活用

贈与税の特例納税猶予制度を利用した場合は、前述の相続税の特例納税猶予制度に比べて、さまざまなリスクが考えられます。例えば次の図のようなものです。【具体例については77ページ以降を参照】
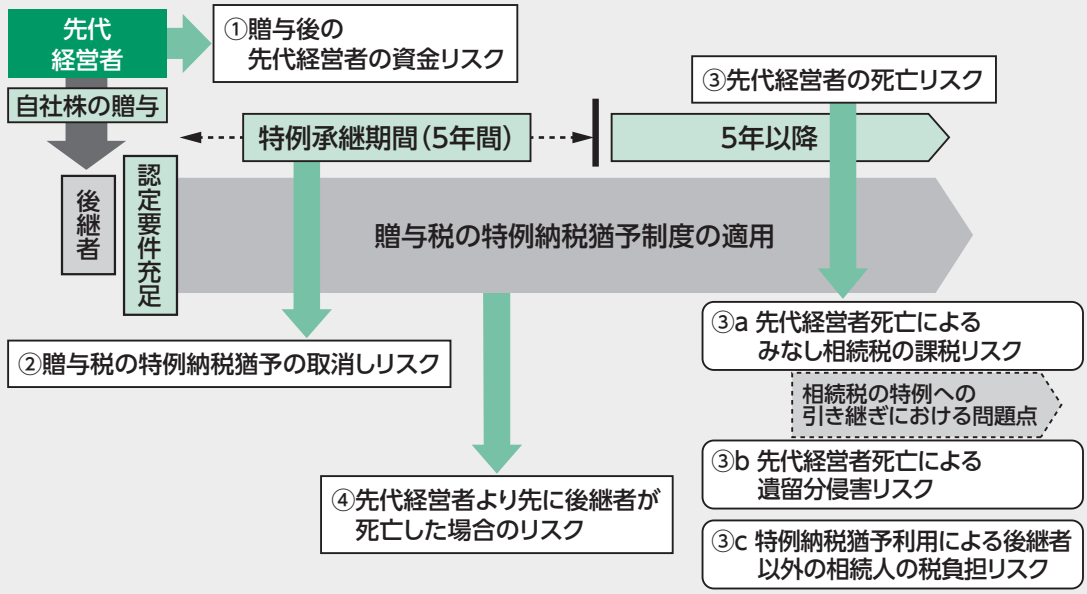
贈与税の特例納税猶予制度を利用することで想定されるリスク